

## 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入議論について

デジタルコンテンツ委員会\*

**抄 録** 日本の著作権法は、私的使用目的の複製や引用等、具体的な行為を掲げ、その行為には著作権が及ばないとする規定（権利制限規定）を置いている。しかし、デジタル技術や情報通信技術の発達を背景に、例えば米国の著作権法にあるような権利制限の一般規定（“フェアユース”）を日本の著作権法にも導入すべきとの提言があり、文化審議会著作権分科会で検討中である。本稿<sup>1)</sup>は、この議論の前提となる基礎的な情報を提供する。

**Q 1** “フェアユース”とは何ですか？

**A 1** フェアユース（Fair Use）とは、著作物の無断利用であっても著作権者の利益を不当に害しない公正な利用であれば著作権侵害を構成しないとする、著作権を一般的に制限する法理です。米国の著作権法において、フェアユースが規定として採用されていることは有名です。

**Q 2** 米国におけるフェアユース規定とはどのようなものですか？

**A 2** 米国におけるフェアユース規定（米国著作権法第107条）は、1841年のフォーサム判決以降発展してきた判例法に基づいて、1976年に成文化されました。当該規定は、包括的な権利制限規定となっていて、どのような行為がフェアユースとして著作権侵害とされないかを判断する際に考慮すべき要素が次のように定められています<sup>2)</sup>。

- (1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的を含む）。

- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

ある行為が同法第107条の適用を受けるかどうかについては、これらそれぞれの要素を認定し、さらにそれを他の要素の認定と比較衡量した上で、総合的な判断がなされます。しかしながら、これら4要素以外について考慮に入れた上で、結論を導くことも認められています。つまり、司法がケース毎にこの規定を運用することとなるため、新しい問題が生じたとしても柔軟な対応が可能となっています。

**Q 3** 米国以外の国における権利制限規定について教えてください。

**A 3** 米国型のフェアユース規定を導入している国（地域）には、例えば、イスラエル、フィリピン、台湾があり、米国型のフェアユース規定の考え方を部分的に取り入れて

\* 2009年度 Digital Contents Committee

いる国（地域）には、例えば、シンガポール、香港、ニュージーランドがあります<sup>3)</sup>。

一方、米国と同様に判例法を中心とする法律体系を有する主要国であるイギリスでは、一般的な権利制限規定として機能するフェアユースは導入されていません。エクイティ（公平、衡平）の法理に基づいたフェア・ディーリング（公正な利用）の規定が置かれているに留まり、規定に明記された目的の範囲に収まるよう制限的な解釈に基づいて運用されています。

また、米国と異なり成文法を中心とする法律体系を有する主要国であるドイツでは、著作権の権利制限は現行の日本の著作権法と同様に限定列挙されているだけであり、一般規定は採用されていません。しかしながら、「重要でない付属物」の規定（ドイツ著作権法第57条）が置かれ、著作権の制限的な解釈が可能であるとも言われています。

**Q 4** 日本の著作権法における権利制限規定について教えてください。それは、米国のフェアユース規定とは異なりますか？

**A 4** 日本の著作権法における権利制限規定は、著作権を制限する方式に関して、米国のフェアユース規定とは大きく異なります。日本の著作権法では、著作権が制限されるべきケースを、著作権法第30～49条において個別具体的に限定列挙する方式が採用されています。例えば、著作権法第30条「私的使用のための複製」、著作権法第32条「引用」等です。

つまり、日本においては、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」という著作権法の目的（著作権法第1条）に基づき規定された、著作権法第30～49条を満たす場合にかぎって、著作権が制限されて著作者の了解を得ずに著作物等を無断で利用することが可能です。

なお、技術の進歩等に伴い、これまでも権

利制限規定の改正が行われてきました。例えば、2010年1月1日に施行される改正著作権法においては、検索サービスを実施するための複製（第47条の6）、送信の効率化のための複製（第47条の5）、電子機器利用時に必要な複製（第47条の8）等が新たに追加されています。

**Q 5** 日本での著作権判例でのフェアユースの扱いはどうなっていますか？

**A 5** いくつかの裁判例においては、フェアユースについて言及されています<sup>4)</sup>。しかしながら、これらの裁判例では、日本の著作権法において、著作権が制限されるべきケースを個別具体的に限定列挙する権利制限規定方式（著作権法第30～49条）が採用され、フェアユースに相当する一般規定を定めなかったということからすれば、著作権が制限されるのは各条所定の場合に限られる、と述べ、フェアユースに基づく抗弁を、いずれも退けています。

**Q 6** なぜ日本で一般規定（日本版フェアユース規定）の導入が検討されているのですか？

**A 6** A 4やA 5で述べたとおり、著作権が制限されるべきケースを個別具体的に限定列挙する方式の場合、著作権の制限が認められるか否かは、条文に列挙された制限事由に該当するか否かによって決せられます。

しかしながら近年、デジタル技術や情報通信技術の発達に伴い、著作物の利用形態が急速に多様化していることから、何れの制限事由にも該当しない利用行為が生じる可能性があります。著作権者の利益を不当に害するものではないと考えられる行為にも関わらず、法制度を形式的に適用して侵害行為とみなすことは不合理であるといった状況が生み出されることによって、新たな文化やビジネスの発展を妨げることもつながりかねません。

こういった懸念を踏まえ、技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に対し、柔軟且つ迅速に対応できる法制度とするため、著作権者の利益を不当に害しない利用であれば、許諾なしに著作物を利用できるようにする一般規定を導入することが検討されています。

**Q 7** 反対意見にはどのようなものがありますか？

**A 7** 以下 (1) ~ (4) のような、一般規定の導入による違法な利用行為の蔓延や、司法の判断のみに解決を委ねることを不安視する意見があります<sup>5)</sup>。

- (1) 日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はあまり活用されないのではないか。
- (2) 様々な要素により社会全体のシステムが構成されており、経済的効果について過大な期待をかけるべきではないのではないか。
- (3) 一般規定の導入によりこれまで裁判例によって違法であるとされてきた行為が当然にすべて適法になるとの誤解等に基づいて違法行為が増加することが懸念され、訴訟コストの増加も含め著作権者の負担が増加するのではないか。
- (4) 法体系全体との関係や諸外国の法制との間でバランスを欠くことはないか。

導入にあたってはこうした点を踏まえつつ実際の規定を検討する必要があります。

**Q 8** 導入するとすれば、どのような法制が考えられますか？

**A 8** 米国におけるフェアユース規定と同様に、一般条項を著作権法第30条の前に置く手法、あるいは、第30条~49条の権利制限規定の最後に「受け皿」規定として置く手法<sup>6)</sup>等が考えられます。しかしながら、まだ具

体的な法律案は示されておらず、今後の議論が待たれます。

**Q 9** これまでの検討経過を教えてください。

**A 9** 2007年11月、知的財産戦略本部に設置された知的財産による競争力強化専門調査会により「知財フロンティアの開拓に向けて」と題した報告<sup>7)</sup>がまとめられ、その中で、技術革新により新たに生まれるビジネスを過度に制約しない権利制限の包括規定の導入可否の検討について触れられました。

「知的財産推進計画2008」<sup>8)</sup>では、包括的な権利制限規定の導入を早急に検討することとなり、同年11月には、知的財産戦略本部に設置されたデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会により「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」と題した報告<sup>9)</sup>が出され、その中で、個別の限定列挙方式に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入が適当であると提言されました。

**Q 10** 検討スケジュールはどのようになっていますか？

**A 10** 今年度に入って策定された「知的財産推進計画2009」<sup>10)</sup>では、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入が、重点的に講ずべき施策とされました。これを受けて、現在、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会を中心に具体的な検討が行われています。まずは、幅広くさまざまな角度から関係者よりヒアリングを実施した上で、そこで抽出された問題点や課題について委員間で検討のうえ、論点の整理を行っていくという方向で進められています。

今後の審議が注目されます。  
(検討状況および見通しは、本稿執筆時点におけるものです。)

## 注 記

- 1) 本稿は、2009年度デジタルコンテンツ委員会の庄司桜子(新日鉄ソリューションズ)、濱板晃世(コナミデジタルエンタテインメント)により分担執筆し、今子さゆり(ヤフー)、佐久間央(富士ゼロックス)がとりまとめたものである。
- 2) 山本隆司・増田雅子共訳、外国著作権法令集アメリカ編、社団法人著作権情報センター、(2000)  
<http://www.cric.or.jp/gaikoku/america/america.html> (参照日:2009.8.14)
- 3) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、その他の諸外国地域における権利制限規定に関する調査研究、(2009)  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/houkokusho\\_090626.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/houkokusho_090626.pdf) (参照日:2009.8.14)
- 4) 『『ラスト・メッセージ in 最終号』事件:東京地裁1995年12月18日判決(平成06(ワ)9532)』、『ウォール・ストリート・ジャーナル事件:東京高裁1994年10月27日決定(平成05(ネ)3528)』
- 5) 知的財産戦略本部 デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会、デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告)、p.11 (2008)  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/28/pdf/sanko\\_4.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/28/pdf/sanko_4.pdf) (参照日:2009.8.14)
- 6) 上野達弘、著作権法における権利制限規定の再検討 日本版フェアユースの可能性、コピーライト、560号、p.23 (2007) 社団法人著作権情報センター
- 7) 知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化

専門調査会、知財フロンティアの開拓に向けて、p.14 (2007)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kyousou/projteam/gijiyousi.html> (参照日:2009.8.14)

- 8) 知的財産戦略本部、知的財産推進計画2008、p.12、p.86 (2008)  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2008/keikaku.pdf> (参照日:2009.8.14)
- 9) 知的財産戦略本部 デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会、デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告)、pp.8-12 (2008)  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/28/pdf/sanko\\_4.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/28/pdf/sanko_4.pdf) (参照日:2009.8.14)
- 10) 知的財産戦略本部、知的財産推進計画2009、p.3 (2009)  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/090624/2009keikaku.pdf> (参照日:2009.8.14)

## 参考文献、資料

- ・藤本英介、ネット環境下の著作権と公正利用(フェアユース)、(1998)  
<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/iw/1997/proceedings/fujimoto/fairuse.html> (参照日:2009.8.14)
- ・山本隆司訳、デイビッド・A・ワインSTEIN著、アメリカ著作権法、p.88 (1988) 社団法人商事法務研究会
- ・日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会、著作権法における権利制限のあり方についての考察、p.29 (2006)
- ・斉藤博、著作権の制限又は例外に関する一考察(その1)、知財管理、Vol.55、No.9、pp.1193-1203 (2005)

(原稿受領日 2009年8月17日)